

東京都下水道サービス株式会社 研修講師等実施契約約款

(適用範囲)

第1条 研修講師等実施契約（以下「この契約」という。）は、この約款に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この約款において、「申込者」とは、下水道技術実習センターにおける研修講師等の実施を東京都下水道サービス株式会社（以下「当社」という。）に申し込む者をいう。

(研修実施契約の締結)

第3条 この契約は、申込者が研修講師等実施契約申込書により申込み、これに対して当社が研修講師等実施通知書兼見積書及びこの約款を申込者に送付することにより締結する。

(講師等の料金の支払)

第4条 講師等の料金は、別表に定めるところによる。

2 申込者は、当社が発行する請求書により、講師等の料金を支払期限までに支払わなければならない。

(契約の解除)

第5条 当社は、申込者が支払期限までに講師等の料金の支払いをしないとき、その他この約款の条項に違反したときは、何ら催告することなくこの契約を解除することができる。

(契約の取消し又は契約内容の変更)

第6条 申込者は、この契約を取消し、又は変更しようとするときは、研修実施日の前日（前日が東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条に定める東京都の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の平日）までに研修講師等実施契約取消（変更）申込書を提出することとする。

2 前項の規定による申込みに対し、当社が承認したときは、この契約は終了し、又は契約内容が変更されたものとする。

(解除、解約等に伴う講師等の料金の返還)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合において、既に支払済みの講師等の料金（第2号に掲げる場合のうちこの契約の変更を承認した場合にあっては、変更前の通知に基づく講師等の料金から変更の承認の通知に基づく講師等の料金を差し引いた額に限る。）があるときは、支払済みの講師等の料金に相当する額（以下「講師等の料金相当額」という。）を申込者に返還する。

- (1) この契約が研修実施日の前日までに解除されたとき。
 - (2) 前条第1項の申込みがあり、前条第2項の承認を通知したとき。
 - (3) 天候その他利用者の責めに帰さないやむを得ない事由により、研修が実施できなかったとき。
- 2 講師等の料金相当額の返還は、申込者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により行う。この場合において、口座振込手数料は申込者の負担とし、口座に振り込む額は、支払済みの講師等の料金相当額から口座振込手数料を差し引いた額とする。

(協議事項)

第8条 この約款に定めのない事項及びこの約款の条項の解釈につき疑義を生じた場合は、その都度、申込者と当社の間で誠意をもって協議の上解決するものとする。

(管轄裁判所)

第9条 この契約に関する紛争については、東京地方裁判所、又は東京簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。